

MR-SF サービス利用規約

第 1 条（取扱の準則）

1. 株式会社テクノル（以下「当社」とします。）は「MR-SF サービス利用規約」（以下「本規約」とします。）を定め、本規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者に対し「MR-SF サービス」（以下、「MR-SF」）を提供します。

第 2 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更する場合があります。この場合には料金その他提供条件は、変更後の本規約によることとします。
2. 本規約を変更する場合は、当社は当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により変更後速やかにその内容を通知します。

第 3 条（利用資格）

1. MR-SF サービス利用契約を締結するには、契約者名義が法人であること（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）を条件とします。
2. 契約者が MR-SF を利用するには、利用する DNS サーバにおいて MX レコードの編集が可能であることが必要です。
3. 前各項を満たしたうえで、当社が MR-SF の提供が技術的に可能であると個別に認めた場合に限り、サービスを提供します。

第 4 条（対象ドメインの指定）

1. 契約者は、MR-SF サービス契約において、当該サービスの対象となるドメイン名を指定するものとします。

第 5 条（契約者のネットワーク及びシステム設定変更）

1. 契約者が、MR-SF サービスを利用するにあたり、契約者のネットワーク及びシステムの設定を変更する必要がある場合があります。なお、契約者が当該設定に変更しない場合、又は当該設定以外の内容に変更した場合は、MR-SF サービスを提供できないことがあります。当社は債務不履行責任を負わないものとします。

第 6 条（サービスの提供範囲）

1. 当社が提供するサービスの提供範囲は日本国内とします。

第 7 条（契約の単位）

1. 当社は、一のドメイン毎に一の MR-SF サービス利用契約を締結するものとします。

第 8 条（利用契約申込）

1. MR-SF サービスの利用の申込をする場合は、当社所定の申込書にサービスの内容を特定するために必要な事項を記載したうえで提出していただきます。

第 9 条（サービス開始）

1. 当社が利用申込を承諾した場合、契約者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認を書面もしくは電子データにより通知します。

第 10 条（利用契約申込の拒絶）

1. 当社は次の各号に該当する場合には、MR-SF サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
(1) 申込者が法人でないとき（当社が法人に相当すると認めるときを除く）。
(2) MR-SF サービスの提供が技術上・設備上著しく困難なとき。
(3) MR-SF サービスの申込者が、当該申込に係る初期費用、月額料金等、契約上の料金又は費用の支払を怠るおそれが明らかであるとき。
(4) 前 2 号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約締結を適当でないと判断したとき。
(5) 当社が MR-SF の提供を技術的に対応不可能と判断した場合。

第 11 条（最低利用期間）

1. MR-SF サービスの最低利用期間に関してはサービス開始日から 2 か月間とします。

第 12 条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、第 8 条（利用契約申込）に規定する申込書等に記載した事項に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届出いただきます。
2. 前項の届出があった場合は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を要求することがあります。

第 13 条（契約者の義務）

1. 契約者は本規約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第 14 条（禁止事項）

1. 契約者は次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他人の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声、もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結び付くもしくは結び付く恐れの高い行為または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) MR-SF サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (9) 他人になりすまして MR-SF サービスを利用する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱くまたはその恐れのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社もしくは他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他社に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (19) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他社を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (20) あらかじめ当社の承諾無く、IP 通信サービスを不特定の第三者に利用させる行為
- (21) ID、パスワード、その他個人もしくは法人に属する情報を WEB サイトもしくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人もしくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為またはその恐れのある行為
- (22) 短時間で他のユーザーの快適な利用を損なうトラフィック量を発生させることにより、MR-SF サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、または与える恐れのある様態において通信をする行為
- (23) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (24) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインも含みます。）に反する行為または前各号に類する行為

第 15 条（契約者の義務違反）

1. 契約者が、第 13 条（契約者の義務）または前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が MR-SF サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償する事ができるものとします。

第 16 条（当社の免責）

1. MR-SF サービスは、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。
2. MR-SF サービスは、メールの保存並びに当該保存されたメールが消失又は毀損しないこと及び保存されたメールに対する検索、閲覧、削除等の機能について、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

第 17 条（提供中止）

1. 当社は次の場合には、MR-SF サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備やサーバの保守又は工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備やサーバの障害等やむを得ないとき。
- (3) その他、MR-SF サービスの提供を行うことが困難になったとき。

2. 当社は、MR-SF サービスの提供を一時的に中止する場合には、契約者に対し7日以上前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条（提供停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、MR-SF サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 当該利用契約上の債務の支払を怠ったとき。
- (2) 第13条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき。
- (3) 第14条（禁止事項）の規定に違反したとき。
- (4) 当社が別に定める利用規定を逸脱したとき。

2. 当社は前項の規定によりMR-SF サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急等でやむを得ない場合は、事後に通知します。

第19条（サービスの廃止）

1. 当社はMR-SF サービスを廃止する場合があります。

2. 当社は前項の規定によりMR-SF サービスを廃止する場合は、契約者に対し、廃止する6ヶ月前までに書面および電子データによりその旨を通知します。

第20条（契約者が行う利用規約の解除）

1. MR-SF サービスにおいて、契約者がサービス契約の解除を希望する場合、契約者は当社所定の解約申込書で通知をするものとし、当該通知において解除の効力が生じる日と指定できる日は月末日とします。

2. 契約者は、サービス契約の解除を希望する月の2か月前までに解約申込書で通知するものとします。

3. 契約者が当社所定の解約申込書で通知をし、当社が当該解約申込書を受領した場合、当該通知において解除の効力が生じる日と指定した日に当該契約の解除の効力が生じるものとします。

4. 第19条（サービスの廃止）の規定によりMR-SF サービスが廃止された場合は、当該廃止の日に当該利用契約が解除されたものとします。

第21条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は第18条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、同条に定める提供の停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は利用契約を解除することができます。

2. 当社は前項の規定に係らず、第18条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められる場合には提供の停止をすることなく、直ちに当該利用契約を解除することができます。

3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとする場合は、書面および電子データにより契約者にその旨を通知します。

第22条（利用料金等の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、MR-SF サービスの利用に関して支払うべき利用料金等の支払義務は当社がMR-SF サービスの利用申込を承諾した日から発生するものとします。ただし、当社の責によりMR-SF サービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

2. 第18条（提供停止）の規定によりMR-SF サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る利用料金等の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。

3. 月額料金において、月途中の開始および廃止の際に日割り計算は行いません。

4. 利用料金等は、当社より別途契約者に提示することとします。

第23条（損害賠償の範囲）

1. 当社の責に帰すべき事由によりMR-SF サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時刻から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」とします。）当該状態が継続した場合は、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）を日数とし、月額料金のその対応する日数について、月額料金相当額を上限として利用料金等から減額します。ただし、契約者が当該減額請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該減額請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。

2．当社の責に帰すべき事由により当社が損害賠償をする範囲は、予見可能な相当因果関係のある直接的な損害のみとし、データの消失、逸失利益、偶発的損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的賠償金等は損害賠償の範囲には含まれません。

3．当社は契約者以外に対しては、いかなる場合であっても損害賠償責任を負いません。

第24条（秘密保持）

1．当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を第三者に漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。

第25条（準拠法）

1．本規約に関する準拠法は、日本国法とします。

第26条（合意管轄裁判所）

1．本規約に関する紛争は、青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。